

防府市立学校開放事業実施要綱

昭和 5 3 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、防府市立学校施設の使用に関する規則（平成 7 年防府市教育委員会規則第 6 号）に基づき、防府市における社会体育及び社会教育の普及、振興のため、学校教育に支障のない範囲内で、学校施設を地域クラブ活動及び市民の利用に供すること（以下「学校施設の開放」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(開放施設及び開放日時)

第 2 条 開放する施設及び開放の日は、別表 1、別表 2 及び別表 3 のとおりとする。

(教育委員会及び校長の責任)

第 3 条 学校施設の開放に当たっては、防府市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、当該施設の管理について一切の責任を負う。

2 学校施設の開放を行う学校（以下「開放学校」という。）の校長は、その利用に供している間、当該学校施設の管理義務を負わないものとする。

(運営協議会)

第 4 条 教育委員会は、開放学校ごとに運営協議会を置くことができる。

2 運営協議会は、当該開放学校の学校施設の開放について、協議及び運営を行うものとする。

3 運営協議会の委員は、校長若しくは教頭、地域クラブ管理事務局、PTA 代表、スポーツ団体代表及びその他社会教育団体関係代表者のうちから、教育委員会が依頼する。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は防げない。

5 運営協議会の組織及び運営については、開放学校ごとに設置する運営協議会においてそれぞれ定めるものとする。

(管理指導員)

第 5 条 運営協議会を置いた開放学校ごとに若干名の管理指導員を置く。

2 管理指導員は、運営協議会の推薦により選出する。

3 管理指導員は、施設及び設備の管理並びに児童生徒の集団的な遊びの指導

及び施設利用団体の指導に当たる。

(運営協議会を置かない場合)

第6条 学校施設の開放について、当該学校に運営協議会を置かない場合は、学校と地域クラブ管理事務局間で協議し運営を行うものとする。

(利用者の資格)

第7条 開放学校の施設を利用できる者は、原則として、その校区内に在住する者で構成した団体で、責任者が成人であることとする。ただし、地域クラブとして認定を受けた団体はこの限りではない。

(利用の中止)

第8条 教育委員会及び運営協議会は、この要綱に違反し、又は管理指導員の指示に従わない利用者に対しては、利用の中止を命ずることができる。

(利用の賠償責任)

第9条 利用者は、開放学校の施設、設備等を破損し、又は亡失したときは、賠償の責を負うものとする。

2 学校施設の開放にともなって発生した事故等については、設置者の責めに帰する場合を除き、利用者の責任とする。

(夜間照明施設の利用料金)

第10条 夜間照明施設の利用料金は、1時間につき1,500円とする。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、学校施設の開放についての必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

開放の種類	施 設	開放する日	開 放 す る 時 間
スポーツ開放	校庭、屋内運動場 及び会議室等	学校教育に支障の ない日	午前 8 時から午後 9 時まで
	夜 間 照 明		午後 5 時から午後 9 時まで

別表 2

学 校 名	施 設	開放する日	開 放 す る 時 間
小野小学校	家 庭 科 室 図 書 室 多目的スペース 会 議 室	土・日・祝日 長期休業日	午前 8 時から午後 9 時まで
		平 日	午後 5 時から午後 9 時まで

別表 3

開放の種類	施 設	開放する日	開 放 す る 時 間
文化開放 (地域クラブ 活動のみ)	学校指定の教室	学校教育に支障 のない日	午前 8 時から午後 9 時まで